

議 事 録

会議の名称	令和5年度第8回登米市農業委員会総会																																																						
開催日時	令和5年10月25日（水） 午後1時30分 開会 午後2時33分閉会																																																						
開催場所	中田庁舎3階 旧議場																																																						
議長の名氏	高橋 清範 会長																																																						
出席者の氏名	<p>【農業委員】</p> <table border="0"> <tr> <td>1番 小野寺 義 幸</td> <td>2番 鈴木 泰 子</td> <td>3番 田 島 幹 雄</td> </tr> <tr> <td>4番 三 塚 芳 毅</td> <td>5番 五十嵐 幸 喜</td> <td>6番 柴 崎 専 一</td> </tr> <tr> <td>7番 佐 藤 久 順</td> <td>8番 浅 野 和 宏</td> <td>9番 岩 淵 勉</td> </tr> <tr> <td>10番 岩 崎 とみ子</td> <td>11番 阿 部 静 男</td> <td>12番 上 野 栄 公</td> </tr> <tr> <td>13番 小野寺 鉄 子</td> <td>14番 阿 部 晃 徳</td> <td>15番 加美山 竜 太</td> </tr> <tr> <td>16番 高 橋 健 之</td> <td>17番 鈴 木 巖</td> <td>18番 芳 村 忠 市</td> </tr> <tr> <td>19番 芳 賀 秀 二</td> <td>20番 櫻 井 利 光</td> <td>21番 佐 藤 瑛 彦</td> </tr> <tr> <td>22番 鹿 野 昭 子</td> <td>23番 門 馬 一 郎</td> <td>24番 高 橋 清 範</td> </tr> </table> <p>【農地利用最適化推進委員】</p> <table border="0"> <tr> <td>1番 門 脇 昭 雄</td> <td>2番 及 川 祐 宏</td> <td>3番 田 崎 光 雄</td> </tr> <tr> <td>4番 千 葉 久三男</td> <td>5番 東 敬 三</td> <td>6番 芳 賀 定 一</td> </tr> <tr> <td>7番 高 橋 弥寿仁</td> <td>8番 白 石 喜 一</td> <td>9番 佐 々 木 正 志</td> </tr> <tr> <td>10番 岩 渕 和 也</td> <td>11番 青 山 信 一</td> <td>12番 千 葉 利 行</td> </tr> <tr> <td>13番 佐 藤 啓</td> <td>14番 千 葉 孝 二</td> <td>15番 佐 々 木 喜 朗</td> </tr> <tr> <td>16番 千 葉 博 直</td> <td>17番 佐 々 木 尚 一</td> <td>18番 小野寺 堅 二</td> </tr> <tr> <td>19番 小 出 隆 則</td> <td>20番 豊 澤 啓 司</td> <td>21番 佐 々 木 武 雄</td> </tr> <tr> <td>22番 佐 藤 晃</td> <td>23番 鈴 木 一 義</td> <td>24番 小 林 弘 幸</td> </tr> <tr> <td>25番 石 堂 貴 博</td> <td>26番 佐 藤 進 浩</td> <td>27番 土 生 浩 也</td> </tr> <tr> <td>28番 亀 井 達 夫</td> <td>29番 近 藤 充</td> <td>30番 白 鳥 剛</td> </tr> </table> <p>（<input type="checkbox"/>は欠席委員、<input type="checkbox"/>は遅参委員、<input type="checkbox"/>は早退委員）</p>	1番 小野寺 義 幸	2番 鈴木 泰 子	3番 田 島 幹 雄	4番 三 塚 芳 毅	5番 五十嵐 幸 喜	6番 柴 崎 専 一	7番 佐 藤 久 順	8番 浅 野 和 宏	9番 岩 淵 勉	10番 岩 崎 とみ子	11番 阿 部 静 男	12番 上 野 栄 公	13番 小野寺 鉄 子	14番 阿 部 晃 徳	15番 加美山 竜 太	16番 高 橋 健 之	17番 鈴 木 巖	18番 芳 村 忠 市	19番 芳 賀 秀 二	20番 櫻 井 利 光	21番 佐 藤 瑛 彦	22番 鹿 野 昭 子	23番 門 馬 一 郎	24番 高 橋 清 範	1番 門 脇 昭 雄	2番 及 川 祐 宏	3番 田 崎 光 雄	4番 千 葉 久三男	5番 東 敬 三	6番 芳 賀 定 一	7番 高 橋 弥寿仁	8番 白 石 喜 一	9番 佐 々 木 正 志	10番 岩 渕 和 也	11番 青 山 信 一	12番 千 葉 利 行	13番 佐 藤 啓	14番 千 葉 孝 二	15番 佐 々 木 喜 朗	16番 千 葉 博 直	17番 佐 々 木 尚 一	18番 小野寺 堅 二	19番 小 出 隆 則	20番 豊 澤 啓 司	21番 佐 々 木 武 雄	22番 佐 藤 晃	23番 鈴 木 一 義	24番 小 林 弘 幸	25番 石 堂 貴 博	26番 佐 藤 進 浩	27番 土 生 浩 也	28番 亀 井 達 夫	29番 近 藤 充	30番 白 鳥 剛
1番 小野寺 義 幸	2番 鈴木 泰 子	3番 田 島 幹 雄																																																					
4番 三 塚 芳 毅	5番 五十嵐 幸 喜	6番 柴 崎 専 一																																																					
7番 佐 藤 久 順	8番 浅 野 和 宏	9番 岩 淵 勉																																																					
10番 岩 崎 とみ子	11番 阿 部 静 男	12番 上 野 栄 公																																																					
13番 小野寺 鉄 子	14番 阿 部 晃 徳	15番 加美山 竜 太																																																					
16番 高 橋 健 之	17番 鈴 木 巖	18番 芳 村 忠 市																																																					
19番 芳 賀 秀 二	20番 櫻 井 利 光	21番 佐 藤 瑛 彦																																																					
22番 鹿 野 昭 子	23番 門 馬 一 郎	24番 高 橋 清 範																																																					
1番 門 脇 昭 雄	2番 及 川 祐 宏	3番 田 崎 光 雄																																																					
4番 千 葉 久三男	5番 東 敬 三	6番 芳 賀 定 一																																																					
7番 高 橋 弥寿仁	8番 白 石 喜 一	9番 佐 々 木 正 志																																																					
10番 岩 渕 和 也	11番 青 山 信 一	12番 千 葉 利 行																																																					
13番 佐 藤 啓	14番 千 葉 孝 二	15番 佐 々 木 喜 朗																																																					
16番 千 葉 博 直	17番 佐 々 木 尚 一	18番 小野寺 堅 二																																																					
19番 小 出 隆 則	20番 豊 澤 啓 司	21番 佐 々 木 武 雄																																																					
22番 佐 藤 晃	23番 鈴 木 一 義	24番 小 林 弘 幸																																																					
25番 石 堂 貴 博	26番 佐 藤 進 浩	27番 土 生 浩 也																																																					
28番 亀 井 達 夫	29番 近 藤 充	30番 白 鳥 剛																																																					
事務局職員職氏名	説明員：産業経済部 課長補佐 千葉 竜二、主事 佐藤 翔、農業委員会事務局 事務局長 遠藤 貞、事務局次長 佐々木 祐也、局長補佐 長谷 勝、主幹 佐藤 聡、主査 千葉 貴行、主事 千葉 隆瑛、主事 三浦 翼 書記：農地管理係長 園田 孝史																																																						
議 題	議案第56号 登米農業振興地域整備計画の変更に関する意見の決定について																																																						

	<p>報告第 21 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による届け出について</p> <p>報告第 22 号 使用貸借権の合意解約について</p> <p>報告第 23 号 農地の現状変更届出について</p> <p>報告第 24 号 農地基本台帳新規(補正)登載申請について</p> <p>議案第 50 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について</p> <p>議案第 51 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見の決定について</p> <p>議案第 52 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について</p> <p>議案第 53 号 非農地証明願について</p> <p>議案第 54 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について</p> <p>議案第 55 号 農地利用状況調査に伴う非農地の判断について</p>
会 議 結 果	<p>議案第 56 号 異議なしと決定した。</p> <p>報告第 21 号 議案書のとおり報告した。</p> <p>報告第 22 号 議案書のとおり報告した。</p> <p>報告第 23 号 議案書のとおり報告した。</p> <p>報告第 24 号 議案書のとおり報告した。</p> <p>議案第 50 号 許可相当との意見を付すこととした。</p> <p>議案第 51 号 許可相当との意見を付すこととした。</p> <p>議案第 52 号 原案のとおり決定した。</p> <p>議案第 53 号 原案のとおり決定した。</p> <p>議案第 54 号 原案のとおり決定した。</p> <p>議案第 55 号 原案のとおり決定した。</p>
会 議 の 概 要	下記のとおり
会 議 資 料	<p>令和 5 年度第 8 回登米市農業委員会総会資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議案書 ・ 議案説明資料 ・ 諸般の報告 ・ 農地法第 3 条調査書
発 言 者	議 題 ・ 発 言 ・ 結 果
議 長	<ul style="list-style-type: none"> ・ あいさつ ・ 議案説明のための出席説明員及び書記の報告
議 長	<p>日程第 1、「議事録署名委員の指名」を行います。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則第 38 条第 2 項の規定により、6 番 柴崎専一委員、8 番 浅野和宏 委員を指名します。</p>
議 長	<p>日程第 2、「会期の決定」を議題といたします。</p> <p>お諮りします。本総会の会期は本日 1 日間としたいと思います。</p> <p>これにご異議ございませんか。</p>

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。
よって本総会の会期は本日1日間とすることに決定しました。

議長

日程第3、「諸般の報告」を行います。
諸般の報告は、お手元に配布しております別紙報告書のとおりです。
これで諸般の報告を終わります。

議長

日程第4、議案第56号「登米農業振興地域整備計画の変更に関する意見の決定について」を議題とします。

事務局並びに産業経済部から説明を求めます。

《事務局説明》

次に、産業経済部から説明願います。

《産業経済部説明》

説明が終わりました。

ここで、現地調査員から調査結果の報告を求めます。
はじめに、第1区の報告を登壇してお願いいたします。

10番委員

登米市農業委員会第1区に係る現地確認調査は、令和5年10月20日、午後1時30分から委員3名により、事務局職員及び産業経済部職員の案内で実施いたしました。その調査結果について報告します。

除外の進行番号2番について、事務局説明のとおりです。

この申請地は、農用地区域以外に代替地もなく、他の農用地利用への支障、集団性の確保、土地利用の混在、担い手等への農用地の利用集積、及び農用地の保全又は被害防除に支障を及ぼすおそれがないと認められます。

また、基盤整備事業は工事を完了してから8年以上経過しており、除外における要件をすべて満たしていると思われ、除外については妥当との意見で一致しました。

しかし、当該地は、既に一部農用外利用されていることから、今後は関係法令等を遵守し、適正に手続きを行うよう指導するよう付すべきと思われ。

以上のとおり報告します。

令和5年10月25日現地調査委員

10番 岩崎 とみ子 委員

12番 上野 栄公 委員

14番 阿部 晃徳 委員

議長

次に、第2区の報告を登壇してお願いします。

16番委員

登米市農業委員会第2区に係る現地確認調査は、令和5年10月20日、午後1時30分から委員3名により、事務局職員及び産業経済部職員の案内で実施いたしました。その調査結果について報告します。

はじめに、用途変更の進行番号1番について、事務局説明のとおりです。

この申請地は、農用地区域以外に代替地もなく、他の農用地利用の支障、集団性の確保、土地利用の混在、担い手等への農用地の利用集積、及び農用地の保全又は被害防除に支障を及ぼすおそれがないと認められ、用途変更における要件を満たしていることから、用途変更については妥当との意見で一致しました。

しかし、申請地は、既に一部農用外利用されていることから、今後は関係法令等を遵守し、適正に手続きを行うよう指導するよう付すべきと思われます。

次に、除外ですが、進行番号3番について、事務局説明のとおりです。

この申請地は、農用地区域以外に代替地もなく、他の農用地利用への支障、集団性の確保、土地利用の混在、担い手等への農用地の利用集積、及び農用地の保全又は被害防除に支障を及ぼすおそれがないと認められます。

また、基盤整備事業は、未実施であり除外における要件をすべて満たしていると思われ、除外は妥当との意見で一致しました。

次に、編入ですが、進行番号6番について、事務局説明のとおりです。

この申請地は、既に周辺農業振興地域と同様に優良農地として耕作されており、一体的に保全・整備することにより生産性の向上が期待されるものであり、編入における要件を満たしていると思われ、編入は妥当との意見で一致しました。

以上のとおり報告します。

令和5年10月25日現地調査委員

15番 加美山 竜太 委員

17番 鈴木 巖 委員

16番 高橋 健之 委員

議長

調査報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

《質疑なしの声あり》

質疑なしと認めます。

これから議案第56号を採決します。

お諮りします。

本案は、異議なしと意見を決定するものの、進行番号1番、2番について

は、既に利用状況が変更されていることから、今後は関係法令等を遵守し、適正に手続きを行うように指導するよう付すことにします。

これにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって、議案第 56 号「登米農業振興地域整備計画の変更に関する意見の決定について」は、異議なしとの意見を決定するものの、進行番号 1 番、2 番については、適正に手続きを行うように指導するよう付した上で、市長に提出することに決定しました。

ここで、職員の入替のため、暫時休憩いたします。

《 休 憩 》

再開いたします。

議長

日程第 5、報告第 21 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届け出について」を議題とします。

事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。

これで、報告第 21 号を終わります。

議長

次に、日程第 6、報告 22 号「使用貸借権の合意解約について」を議題とします。

事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。

これで、報告第 22 号を終わります。

議長

次に、日程第 7、報告 23 号「農地の現状変更届出について」を議題とします。

事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。
これで、報告第 23 号を終わります。

議長

次に、日程第 8、報告 24 号「農地基本台帳新規(補正)登載申請について」を議題とします。
事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。
これで、報告第 24 号を終わります。

議長

次に、日程第 9、議案第 50 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。
事務局から説明を求めます。

事務局

《事務局説明》

進行番号 1 番については、調査結果 1 となります。

法第 3 条第 2 項第 1 号の「全部効率利用」については、譲受人（ゆずりうけにん）は自身の名義で農地を取得するのは初めてですが、農家である実家から指導を受けながら管理、運営する予定であり、保有している機械の能力等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第 2 号については、譲受人は個人であり適用はありません。

第 3 号についても、信託ではないため適用はありません。

第 4 号の農作業への常時従事については、譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれます。

第 5 号の転貸禁止については、申請地は所有権の移転であり、転貸にはあたりません。

進行番号 2 番以降については、別紙調査書に記載のとおりで、法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると思われま

す。また、第 6 号の地域との調和要件については、申請地の担当農業委員に資料を送付し、事前に現地の確認をお願いしておりますので、ご報告いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりました。
ここで、現地調査員から調査結果の報告を求めます。
第 1 区の報告を登壇してお願いします。

10 番委員

登米市農業委員会第1区に係る現地確認調査は、令和5年10月20日、午後1時30分から委員3名により、事務局職員の案内で実施いたしました。その調査結果について報告します。

農地法第3条の進行番号1番については、別紙議案説明資料1ページから7ページに記載されているとおりです。

申請内容は、登米市迫町に在住する譲受人が、仙台市に居住する譲渡人から農業経営を始めるため、迫町佐沼地内の農地を譲り受け、耕作を行うものです。

譲受人は、新規就農者ではありますが、保有している機械の能力などからみて、効率的に利用できるものと見込まれます。

農地法第3条の進行番号4番については、別紙議案説明資料8ページから14ページに記載されているとおりです。

申請内容は、登米市中田町に居住する譲受人が、登米市米山町にある居宅を譲り受け移住するとともに、あわせて農業経営を始めるため隣接する農地を譲り受け、耕作を行うものです。

譲受人は、新規就農者ではありますが、保有している機械の能力などからみて、効率的に利用できるものと見込まれます。

以上のとおり報告します。

令和5年10月25日現地調査委員

12番 上野 栄公 委員

14番 阿部 晃徳 委員

10番 岩崎 とみ子 委員

議長

次に、第2区の報告を登壇してお願いします。

16 番委員

登米市農業委員会第2区に係る現地確認調査は、令和5年10月20日、午後1時30分から委員3名により、事務局職員の案内で実施いたしました。その調査結果について報告します。

農地法第3条の進行番号9番、10番については、別紙議案説明資料15ページから28ページに記載されているとおりです。

申請内容は、登米市中田町に居住する譲受人が、同じく中田町に居住する譲受人から農業経営を始めるため、中田町石森地内の農地を譲り受け、耕作を行うものです。

譲受人は、現在、農地を耕作しておりませんが、保有している機械の能力などからみて、効率的に利用できるものと見込まれます。

以上のとおり報告します。

令和5年10月25日現地調査委員

15番 加美山 竜太 委員

17番 鈴木 巖 委員

16番 高橋 健之 委員

議長

調査報告が終わりました。

次に、地域との調和要件について、担当委員から自席にて発言をお願いします。

進行番号3番について、20番櫻井利光委員

《支障なしの声を確認》

次に、進行番号7番、8番について、2番鈴木泰子委員

《支障なしの声を確認》

次に、進行番号11番について、3番田島幹雄委員

《支障なしの声を確認》

次に、進行番号13番について、5番五十嵐幸喜委員

《支障なしの声を確認》

次に、進行番号15番について、17番鈴木巖委員

《支障なしの声を確認》

11番委員

進行番号6番の件ですけれども。この案件は、8月25日の総会では、贈与で申請され、9月25日の委員会では、許可の返納で申請され、贈与をやめた。相当な理由があつて、やめたかどうかはわかりませんが説明ありませんでしたので、それで今回は25日、今回のいわゆる売買によって、所有権移転を申請されているわけです。このように、農地法は、農家を守り農地を守るためにあるんですけれども、いかにも農業委員会が軽々しくくるくる申請されているんですけれども、私は、高橋清範という議案で委員会にかけているものに対して、事務局では、実際にどれだけの考えを持っているか、いわゆる議案の重み、審議の重みっていうのはどこに置いているのか、その辺をお伺いしたいと思います。ということは、やはり受付段階において、より吟味したものを私は受け付けるべきではないかなと思つてます。それで、この内容についても、当時私8月25日に伺ったときにおいては、いわゆる農地ですね、所有適格法人は、もう適正だということで、私はそれ以上の質問はしなかったんですけれども、今回は、受入れ世帯の労働人口においても、以前は4人のうち3人が該当だ、今回は、1人のうち1人ということで、いわゆる法人内容も変更になって

いるのではないかと思います。その辺2点お伺いしたいと思います。

事務局

はい。ただいまのご質問の進行番号6番の流れについてご説明させていただきます。こちらですね8月総会案件で贈与だったことにつきましては、今回の贈与人に当たる方について、その方が申請にお見えになられまして贈与という形で申請を受けまして議案の方に上げさせていただいた次第となります。その後、贈与人の名義変更のために代理人の方にご依頼したところ、代理人の方から贈与でなく、売買でないといろしくないということでご指摘をいただいたようで宗男さんからご相談があり、取下げと売買で申請を上げてさせていただきたいということのお話がありまして、その中でこういったご案内になりました。

受入世帯の法人の労働の人数なんですけれども、ご指摘の通り確かにこの会社の方では4人での経営という形でしたので、こちらにつきましてはちょっと資料の誤りでしたので大変申し訳ございませんが、よろしくお願ひしたいと思います。正しい受け入れ世帯が4人で稼働人数が3人でございますので、よろしくお願ひいたします。

11 番委員

事務局でこれどう考えてるかってのはこのようにくるくる回るような、より吟味した申請を受けるべきじゃないかと私は思うのね。いわゆる、委員会の重み、審議の重み、これ全然ないじゃないのか、いかに農家のご都合で、申請されるかわかんないけれども、申請されたものいいのね。回答はなかったんですけどね、いわゆる申請されたものは受けざるをえないんですけども、やはりより吟味したものをですね、より調査して、私は受けるべきだと思うのさ。なんぼ贈与、これ返納だ、いや、駄目だって言われて、この裏に見えるのは私考えて考えればですよ、税金が関係してるんじゃないかなと思うんです。だから、皆でいわゆる今制度を最大限に利用するならば、中間管理機構とか贈与とかそういうもので節税対策含めてね、指導してもいいのではないかなと私は思うのね。やはりこのように出てきちゃったら、みんな受ける受けるって語ったって、これは農業委員会は素直だからいいけども事務局は、やっぱりさ、私たちが来て、それぞれ委員がね真剣になって審議するわけよ。異議なしってわかるけどもその中にはいろいろ異議なしのプロセスはあるわけさ。だからその辺をもう少し私は考えていただきたいと、そういうことです。ただ、ここでさあ資料で、間違っってという、簡単にまず、多分パソコンに入っただけでもさ。4から3にしてさ、これがいちいちなるっていうのはちょっと考えられるよね。だから、やはり議案作るにしても、より慎重な方法がいいんじゃないかなと思うわけです。

以上ですから、回答は要りませんから。

事務局

以後ですね、慎重に対応して参りたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

議長

そのほかに無いですか。

《質疑なしの声を確認》

なければ質疑を終わります。

それではこれより議案第 50 号を採決します。

お諮りします。

本案は、申請の通り許可することにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって、議案第 50 号、農地法第 3 条の規定による許可申請については、申請の通り許可することに決定いたしました。

次に日程第 10、議案第 51 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見の決定について」さらに日程第 11、議案第 52 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について」を一括議題といたします。

事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。

ここで、現地調査委員から、調査結果の報告を求めます。

先に第 1 区の報告を登壇してお願いいたします。

10 番委員

農地法第 4 条の進行番号 1 番については別紙議案説明資料 29 ページから 31 ページに記載されている通りです。申請内容は、農機具置き場を整備するもので、農地区分としては、第 1 種農地で、原則的には転用許可ができない農地ですが、例外的に許可することができる集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲の周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

農地法第 5 条の進行番号 1 番については、別紙議案説明資料 32 ページから 34 ページに記載されている通りです。申請内容は、申請地に資材置き場を整備するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断され転用における周囲への影響も見受けられず、転用の要件は満たされており。また、申請地はすでに脳外利用されていることから、申請人により、顛末書を徴し、やむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。

農地法第 5 条の進行番号 2 番については、別紙議案説明資料 35 ページから 37 ページに記載されている通りです。申請内容は、駐車場設備、整備するもの

で、農地区分としては、第1種農地で、原則的に転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる既存施設の敷地面積の2分の1を超えずに拡張する事業であり、転用における周囲の影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

以上の通り報告いたします。

令和5年10月25日、現地調査員

12番 上野 栄公 委員

14番 阿部 晃徳 委員

10番、岩崎 とみ子 委員

議長

次に第2区の報告を登壇してお願いいたします。

16番委員

進行番号3番については、別紙議案説明資料38ページから40ページに記載されている通りです。申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としましては、第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可をすることができる集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

以上の通り報告します。

令和5年10月25日現地調査委員

15番 加美山 竜太 委員

17番 鈴木 巖 委員

16番 高橋 健之 委員

議長

調査報告が終わりました。

これより議案第51号、議案第52号について、一括して質疑を行います。

質疑ございませんか。

《質疑なしの声を確認》

無ければ質疑を終わります。

これより議案第51号を採決します。

お諮りします。

本案は許可相当であると決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって、議案第51号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定については、許可相当である旨を記載した意見書を知事に送付いたします。

次に議案第52号を採決します。

お諮りします。

本案は、許可相当であると決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって、議案第 52 号、農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定については、許可相当である旨を記載した意見書を知事に送付いたします。

次に、日程第 12、議案第 53 号「非農地証明願について」を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

事務局

本議案に係る申請は、登米市農業委員会非農地証明書交付事務処理要領第 6 条各号の要件を満たしており、証明する要件を満たしていると思われま

す。以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりました。

農地利用状況調査結果に基づく、非農地証明願については、非農地証明書交付事務処理要領第 5 条ただし書きにより、現地調査を省略しております。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

《質疑なしの声を確認》

なければこれで質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、願い出の通り証明することにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって、議案第 53 号非農地証明願については、願出の通り証明することに決定いたしました。

次に日程第 13、「議案第 54 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

本案については、所有権移転が 2 件、一括方式が 7 件となっております。

所有権移転の進行番号 2 番が委員の案件ですので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に該当いたします。したがって、審議の進め方を委員の案件と委員以外の案件にそれぞれ分離して行いたいと思っておりますが、これにご異議

ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって、本議案の審議につきましては、分離して行うことに決定いたしました。

初めに、委員の案件、所有権移転の進行番号2番について審議に入ります。本案件は22番鹿野昭子委員の案件ですので、同委員の退場を求めます。それでは事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

事務局

本案に係る申請については、適用法令を確認したところ、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項に基づく農用地利用集積計画の各要件をすべて満たしていると思われまます。

議長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

《質疑なしの声確認》

なければこれで質疑を終わります。

これから議案第54号の委員の案件。

所有権移転の進行番号2番を採決します。

お諮りします。

本案は原案の通り決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって、議案第54号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についての所有権移転の進行番号2番は、原案の通り決定いたしました。

22番鹿野昭子委員の入場を許可します。

次に、議案第54号の委員以外の案件について審議に入ります。

事務局から説明を求めます。

《事務局より説明》

事務局

本案に係る申請については、適用法令を確認したところ、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項に基づく農用地利用集積計画の各要件をすべて満たしていると思われま

議長

説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

《質疑なしの声確認》

ないようですのでこれで質疑を終わります。
これより議案第54号の委員以外の案件について採決します。
お諮りします。
本案は原案の通り決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって議案第54号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についての委員以外の案件について原案の通り決定いたしました。

次に、日程第14、議案第55号「農地利用状況調査に伴う非農地の判断について」を議題といたします。

事務局から説明願います。

《事務局説明》

事務局

この案件につきましては、令和4年度の農地利用状況調査で6判定（山林原野化）と判定された農地を、さらに精査した後に、土地の所有者宛に非農地の判断に係る事前通知書及び再利用の意向申出書を送付し、再利用の意向の申出があった農地を除外して、今回の議案としております。

非農地と判定した場合には、土地所有者に対し、非農地通知書を発出し、市及び県、法務局へ非農地判定を行った旨を通知し、登記簿及び農地台帳を整理することになります。

以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑はございませんか。

《質疑なしの声を確認》

無いようですので質疑を終わります。

これより議案第 55 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり非農地として決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって、議案第 55 号「農地利用状況調査に伴う非農地の判断について」は原案のとおり非農地として決定することにいたしました。

議長

以上で、総会日程は終了しました。

令和 5 年度第 8 回登米市農業委員会総会を閉じます。

上記のとおり、相違ないことを証明する。

令和 5 年 10 月 25 日

議 長(会長) 24 番 高 橋 清 範

議事録署名人 6 番 柴 崎 専 一

議事録署名人 8 番 浅 野 和 宏